

平成27年7月30日  
(照会先)  
品質管理部長 田中 章夫  
(電話直通 03-6892-0752)  
  
経営企画部広報室  
(電話直通 03-5344-1110)

報道関係者 各位

**事務処理誤り等(平成27年6月分)について**

平成27年6月分の事務処理誤り等の件数及び個別の事案等について、別添のとおりお知らせいたします。

なお、日本年金機構においては、引き続き事務処理誤り等の再発防止に努めてまいります。

## 事務処理誤り等（平成27年6月分）について

別添

### I 概要

日本年金機構（本部及び年金事務所等）における公的年金業務の事務処理誤り及びシステム事故（社会保険庁時代のものを含む。）について、6月に本部担当部署及び年金事務所等の事務処理誤りの詳細な報告が完了したもの及びシステム事故の詳細な報告が完了したものを取りまとめたもの。

・これらの事務処理誤り等については、被保険者等の関係者から公表を控えるよう強く要請されない限り、原則、その事案の概要等を公表します。今回取りまとめた325件（市区町村において発生した10件、委託業者等が発生させた16件を含む。）のうち、公表可能な289件（システム事故1件を含む。）について、その概要を日本年金機構HPに掲載しています。

### II 状況

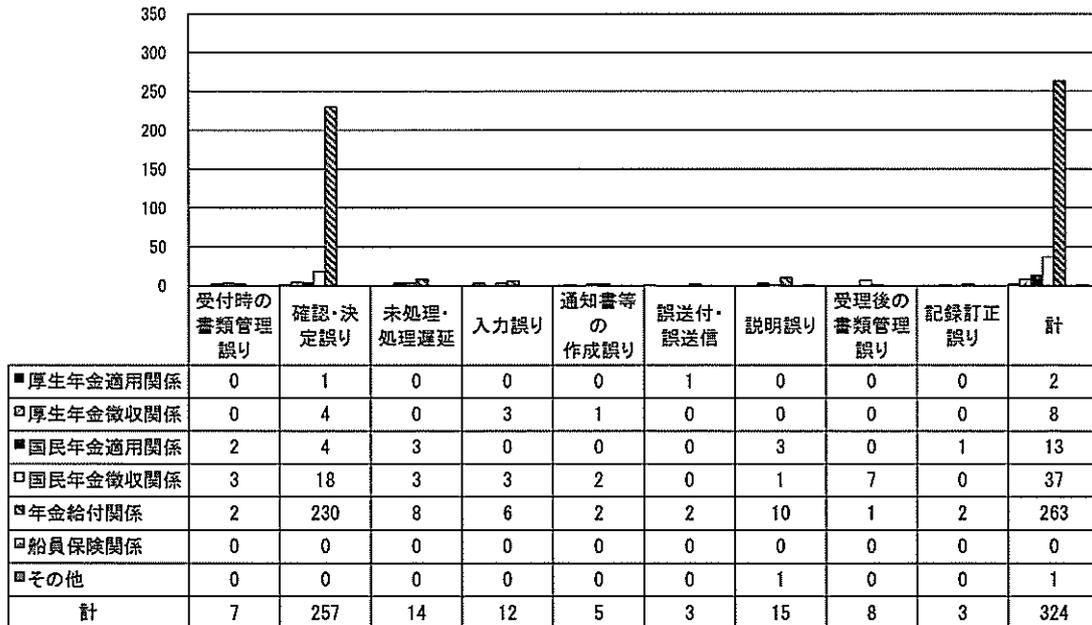
事務処理誤りについては1～7及びⅢ、システム事故については8のとおりです。

#### 1 発生年度別・判明年度別内訳

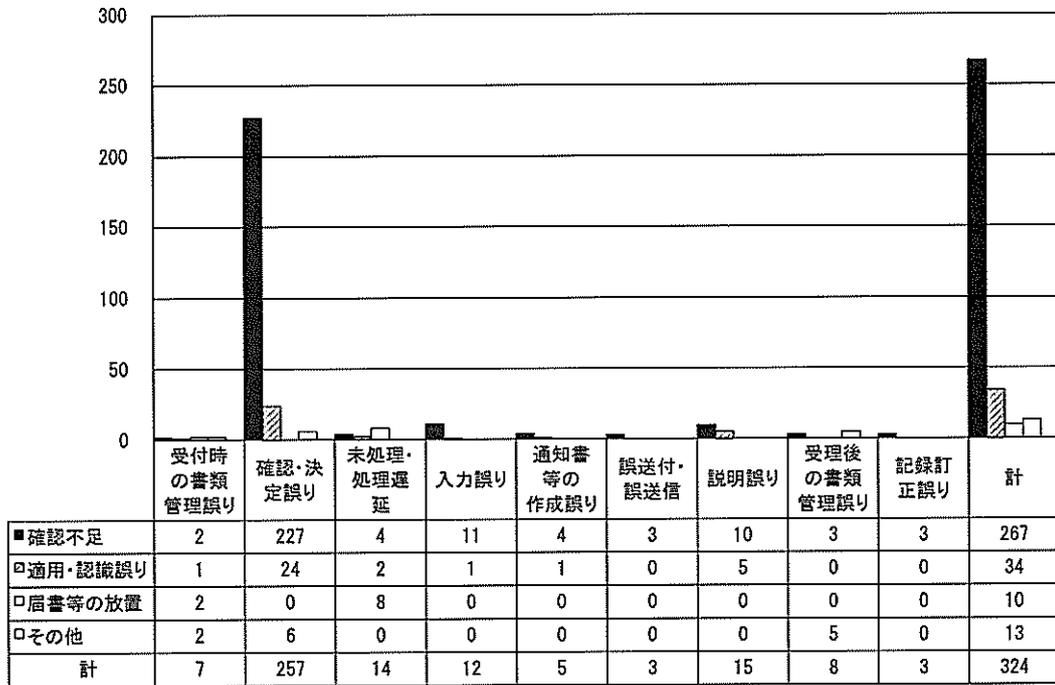
	平成21年度 判明	平成22年度 判明	平成23年度 判明	平成24年度 判明	平成25年度 判明	平成26年度 判明	平成27年度 判明	計
平成27年度発生	—	—	—	—	—	—	3(3)	3(3)
平成26年度発生	—	—	—	—	—	45(12)	12(3)	57(15)
平成25年度発生	—	—	—	—	2(2)	17(4)	0	19(6)
平成24年度発生	—	—	—	1	0	2	1	4
平成23年度発生	—	—	0	0	1	3	1	5
平成22年度発生	—	0	0	0	1	3	1	5
平成21年度以前発生 （機構発足後）	1	0	0	0	0	0	0	1
（社会保険庁時代）	0	1	2	5	34	160(2)	2	204(2)
計	1	1	2	6	38(2)	230(18)	20(6)	298(26)

※（ ）内は市区町村や委託業者等、機構職員以外が発生させた事務処理誤り件数を別掲した。

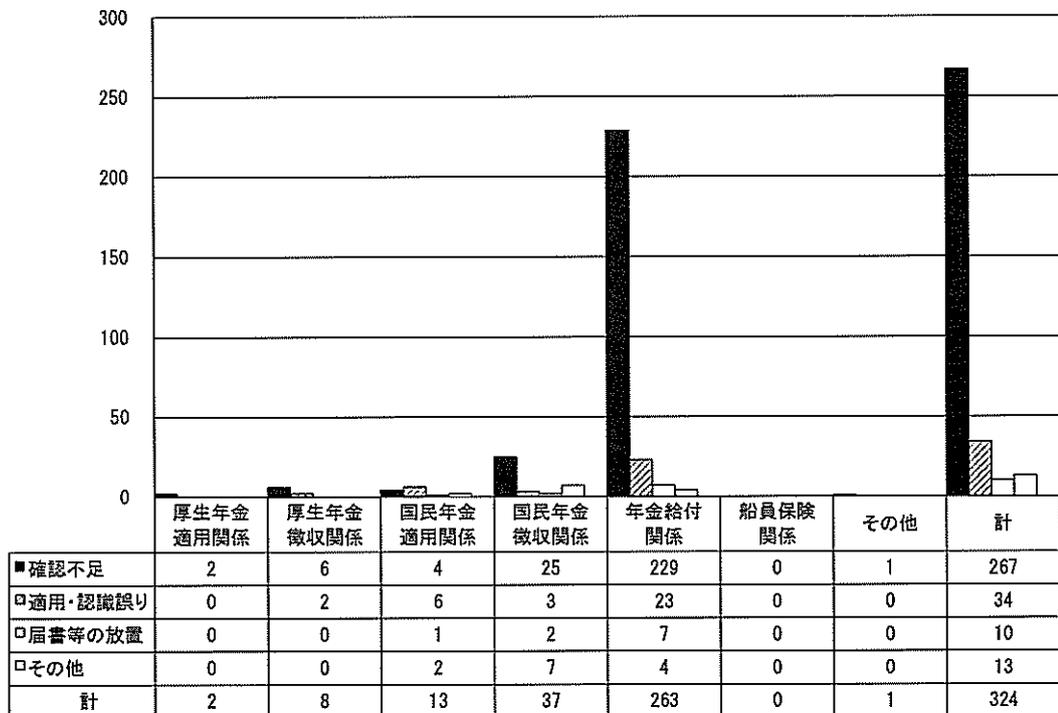
#### 2 制度等別・事務処理誤り区分別内訳



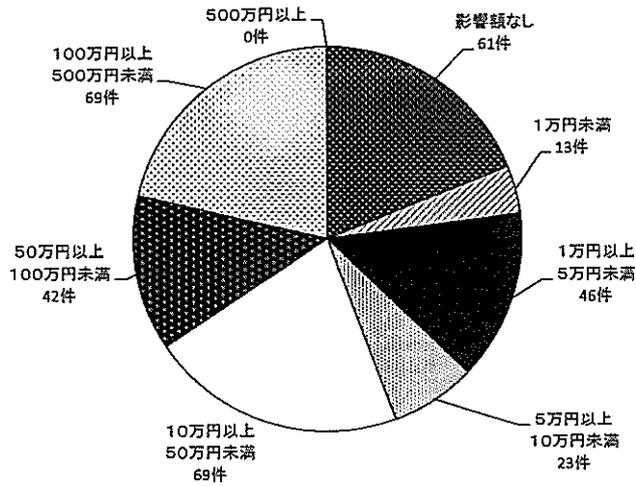
### 3 原因別・事務処理誤り区分別内訳



### 4 原因別・制度等別内訳



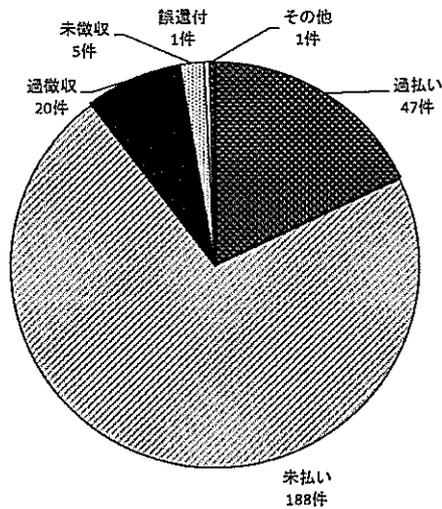
## 5 影響額別内訳



	厚生年金 適用関係	厚生年金 徴収関係	国民年金 適用関係	国民年金 徴収関係	年金控付 関係	給付保険 関係	その他	計
影響額なし	1	2	10	25	23	0	0	61
1万円未満	1	0	1	5	6	0	0	13
1万円以上 5万円未満	0	2	2	7	35	0	0	46
5万円以上 10万円未満	0	1	0	0	22	0	0	23
10万円以上 50万円未満	0	0	0	0	69	0	0	69
50万円以上 100万円未満	0	1	0	0	41	0	0	42
100万円以上 500万円未満	0	2	0	0	67	0	0	69
500万円以上	0	0	0	0	0	0	0	0
計	2	8	13	37	263	0	0	323

(注) 影響額が整理中である1件を除く。

## 6 事象別内訳



事象	件数	合計金額	平均金額
過払い	47件	23,842,213	507,281
未払い	188件	150,945,837	802,903
過徴収	20件	1,188,718	59,435
未徴収	5件	1,122,136	224,427
誤還付	1件	19,700	19,700
その他	1件	575,909	575,909
計	262件	177,694,513	678,223

(注1) 「事象別内訳」は、「影響額別内訳」の「影響額なし」以外の内訳を表示した。

(注2) 「合計金額」は、事務処理誤りによって年金支払額や保険料徴収額に影響のあったものの合計を表示した。

(注3) 「その他」の内訳は以下のとおりである。

過徴収と未徴収がある件	1件	575,909
-------------	----	---------

## 7 判明契機別内訳

	件数	割合
内部	254件	78.4%
外部	70件	21.6%
計	324件	100.0%

## 8 システム事故

発生年月日	件名	対象者数	影響区分	総額(円)
2013年4月15日	支給額変更通知書の記載誤り	3名	—	0

## Ⅲ 日本年金機構における不正アクセスによる情報流出事案に関するお客様への説明誤り 案件の個別公表

日本年金機構における不正アクセスによる情報流出事案に関するお客様への説明誤り  
案件については、別紙のとおり、平成27年7月13日に個別公表済みです。

報道関係者 各位

平成27年7月13日

【照会先】

経営企画部広報室  
(電話直通 03 - 5344 - 1110)  
基幹システム開発部  
部長 真保栄 修  
グループ長 齊藤 一春  
(電話直通 03 - 5344 - 1196)

## 日本年金機構への不正アクセスによる情報流出事案に関するお客様への説明誤りについて

このたびの日本年金機構への不正アクセスによりお客様の個人情報が流出した件につきましては、皆様にご心配とご迷惑をおかけしており、誠に申し訳なくお詫び申し上げます。

日本年金機構におきましては、本年6月1日に約125万件の個人情報の流出についての公表を行い、お客様から個人情報の流出の有無に関するお問い合わせにお答えしてまいりました。

しかしながら、一部のお客様に対して、個人情報が流出していたにもかかわらず、「情報の流出は確認されていない」と誤った説明を行っていた場合があります。このようなことが生じ、ご心配とご迷惑をおかけいたしましたことを重ねて深くお詫び申し上げます。

### 1. 該当者数

誤った説明を行っていたお客様：2, 449名

【内訳】

説明を行った箇所	件数
コールセンター	1, 388名
年金事務所	1, 061名

### 2. 原因

○「該当表示（アラート表示）」の付加誤り：2, 426名

- ・ 窓口装置（お客様からの相談に応じる際に用いている端末）に、流出した基礎年金番号であることを示す表示（アラート表示）を付加し、情報流出の有無をお答えしておりましたが、一部アラート表示の付加誤りがあったものです。
- ・ 付加誤りの原因は、6月2日にアラート表示を開始するため、ごく短期間に入力作業を行いましたが、その際、

- ① 手帳記号番号（平成9年1月の基礎年金番号導入までに使用していた番号）を基礎年金番号として入力した誤り（46,412件）
- ② アラート表示の対象となる基礎年金番号を一部入力していなかった誤り（53,874件）

があったものです。

誤りのあった100,286件には現在は全てアラート表示を付加しております。

○コールセンターにおける説明誤り：23名

- ・ アラート表示が付加されていたにもかかわらず、「情報の流出は確認されていない」と説明したケースがあったものです。

### 3. これまでに行った対応

6月27日から各年金事務所において、誤った回答を行った2,449名のお客様を個別に訪問し、説明・謝罪を行っております。

#### 【現在の対応状況】

- ・ 訪問して、ご説明できた方：2,407名
  - ・ お客様がご不在のため、ご説明ができていない方：42名（7/13 12:00時点）
- ※42名の皆様には、引き続き、訪問してご説明・謝罪してまいります。

#### 《参考》相談・問合せにお答えした件数（6月1日から7月9日まで）

受付拠点	件数
コールセンター （不正アクセス事案に関するもの）	273,359件
年金事務所 （不正アクセス事案に関する電話相談）	19,946件
年金事務所（来訪相談※）	697,569件

※年金事務所の来訪相談には、一般的な年金相談の件数も含む。

## ○日本年金機構の平成27年6月分の事務処理誤り一覧(1～32ページ)

1. 厚生年金適用関係	.....	1P	整理番号	1～2
2. 厚生年金徴収関係	.....	2P	整理番号	3～6
3. 国民年金適用関係	.....	3P	整理番号	7～17
4. 国民年金徴収関係	.....	5P	整理番号	18～47
5. 年金給付関係	.....	12P	整理番号	48～287
6. 日本年金機構における不正アクセスによる情報流出事案 に関するお客様への説明誤りの公表	.....	32P	整理番号	288

## ○日本年金機構の平成27年6月分のシステム事故一覧(33ページ)

## 1. 厚生年金適用関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
1	二以上事業所勤務届の誤り	確認・決定誤り	長野	長野南	2014年 9月1日	2014年 10月20日	<p>○二以上事業所勤務者にかかる保険料を確認していたところ、遡及して提出された月額変更届の処理時に、保険料額の転記誤りにより保険料額を誤って登録していたことが判明しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●担当者が事業所にお詫びの上説明し了承を得ました。</li> <li>●過徴収の保険料は翌月の保険料で調整しました。</li> <li>●担当部署において、二以上事業所勤務者にかかる事務処理手順の再確認と手作業時のチェックの徹底を周知しました。</li> </ul>	1事業所	過徴収	30
2	厚生年金適用関係書類の送付誤り	誤送付・誤送信	青森	事務センター	2015年 6月17日	2015年 6月19日	<p>○事業所から、別の事業所の賞与支払届が送付されたとの申し出があり、委託業者による、送付物(賞与支払届と賞与支払届総括表)に記載された事業所整理記号の確認不足のため、別の事業所に賞与支払届を送付していたことが判明しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●担当者がそれぞれの事業所にお詫びの上説明しました。</li> <li>●誤って送付した賞与支払届を回収し、本来送付する事業所にお渡しいたしました。</li> <li>●委託業者に対し、封入・封緘時の注意事項の再周知を行い、送付前のチェックをあらためて徹底するよう指導し、委託業者から作業工程を見直した旨の報告がありました。</li> </ul>	1事業所 6名分	-	0

## 2. 厚生年金徴収関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
3	還付請求の誤り	確認・決定誤り	愛媛	事務センター	2014年 6月13日	2014年 8月27日	○事業所から、保険料還付の処理状況について問合せがあり確認したところ、還付金データの登録漏れにより、還付金の支払いがされていなかったことが判明しました。 ●担当者が事業所及びお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●保険料の還付処理を行いました。 ●担当部署において、登録時の決裁の徹底とチェック事項一覧表の活用による登録漏れの防止を周知しました。	6事業所 及び2名	未払い	1,021,209
4	二以上事業所 勤務届の誤り	確認・決定誤り	三重	伊勢	2014年 9月19日	2014年 10月14日	○事業所から、保険料額について問合せがあり確認したところ、遡及して提出された二以上事業所勤務者の資格取得届を処理する際、保険料の調整額を誤り保険料額の計算を行っていたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し了承を得ました。また、同様の事例が判明した他の事業所についてもお詫びの上説明し了承を得ました。 ●未徴収及び過徴収の保険料はそれぞれ増額調整、減額調整を行いました。 ●担当部署において、事務処理及び入力時の確認を徹底するよう周知しました。	7事業所	その他	575,909
5		入力誤り	神奈川	小田原	2014年 10月8日	2015年 5月11日	○二以上事業所勤務者にかかる介護保険料の改定処理を行った際、定時決定処理時に保険料を誤って登録していたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●未徴収の保険料は増額調整を行いました。 ●担当部署において、事務処理及び決裁時の確認を徹底するよう周知しました。	1事業所	未徴収	27,300
6	領収済通知書の 作成誤り	通知書等の作 成誤り	大阪	天満	2014年 8月6日	2015年 3月17日	○領収済通知書を入力するために内容の点検を行った際、納付書作成時に誤って印字を二重に行ったために、合計金額とその内訳が一致しない納付書を作成していたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。 ●事業所の了承を得たうえで、領収証書にかわる納入確認書を交付しました。 ●担当部署において、納付書作成時に枚数の確認及び印字前後の納付書の区別を徹底するよう周知しました。	1事業所	—	0

### 3. 国民年金適用関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
7	国民年金第3号被保険者特例措置該当期間登録届の誤り	確認・決定誤り	神奈川県	川崎	2015年 2月3日	2015年 4月15日	○担当部署で遺族年金を年金請求中のお客様の配偶者記録を確認していたところ、死亡者の国民年金第3号被保険者特例措置該当期間登録届は本来処理することができないにもかかわらず、認識不足により処理がされていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●訂正処理を行いました。 ●担当部署において、死亡者に係る国民年金第3号被保険者特例措置該当期間登録届の取扱いについて周知徹底しました。	1名	—	0
8	基礎年金番号の登録誤り	確認・決定誤り	東京	大田	2013年 6月26日	2014年 7月1日	○区役所から連絡があり、区役所職員が別人の基礎年金番号で資格取得届を作成したため、別人の基礎年金番号で納付書が発行され、お客様が保険料を納付していたことが判明しました。 ●担当者がそれぞれのお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●訂正処理を行い、誤って納付された保険料を還付しました。 ●区役所に対し、氏名索引を行う際は本人確認の徹底を行うよう依頼しました。	2名	過徴収	29,960
9		記録訂正誤り	東京	大田	1997年 8月12日	2014年 11月28日	○お客様が未統合と思われる国民年金番号が記載された年金手帳を持参し来所された際に確認をしていたところ、姉の基礎年金番号に統合されていたことが判明しました。 ●担当者がそれぞれのお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●訂正処理を行いました。 ●担当部署において、届書の処理の際の確認事項を徹底することを周知しました。	2名	—	0
10	国民年金任意加入申出書の誤り	確認・決定誤り	東京	葛飾	2014年 3月7日	2015年 3月10日	○お客様が年金請求のため来所された際、国民年金高齢任意加入の資格取得時に、年金加入期間に同月内得喪の厚生年金被保険者期間を誤って算入していたため、誤った資格喪失年予定年月日が登録され、受給権を満たすための月数が不足していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●訂正処理を行い、保険料を領収しました。 ●担当部署において、任意加入の際は加入月数の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未徴収	15,250
11		説明誤り	東京	立川	2008年 8月1日	2014年 4月3日	○お客様が年金請求のため来所された際に、市役所が海外転出・転入に伴う国民年金任意加入の取得・喪失の手続きについて説明を漏らしたため、任意加入の適切な手続きが行われていないまま保険料が納付されていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、機構本部に取扱いを協議し、資格記録の訂正を行うことで了承を得ました。 ●訂正処理を行いました。 ●市役所に対して資格取得・喪失の際の必要な手続きについて周知しました。	1名	—	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生日月	判明日月	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
12	国民年金任意加入申出書の誤り	説明誤り	福島	郡山	2013年 1月25日	2015年 4月20日	<p>○お客様から問合せがあり、国民年金任意加入の資格取得の際に、誤って国民年金加入期間に20歳前の厚生年金被保険者期間を算入し、誤った資格喪失年予定年月日を説明していたことが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。</p> <p>●担当部署において、任意加入の際は加入月数の確認を徹底するよう周知しました。</p>	1名	—	0
13	国民年金被保険者種別変更届の誤り	説明誤り	本部	機構本部 (年金相談部)	2015年 5月15日	2015年 6月16日	<p>○お客様から問合せがあり、国民年金被保険者種別変更届の提出についてコールセンターに問合せがあった際、手続きが必要であるにもかかわらず、不要であると案内していたことが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。</p> <p>●種別変更届を提出していただき、届書の処理を行いました。</p> <p>●委託業者から制度の周知を行い、再発防止策を講じたとの報告がありました。</p>	1名	—	0
14	国民年金適用届書等の処理漏れ	受付時の書類管理誤り	千葉	幕張	2013年 9月27日	2014年 11月14日	<p>○市役所から連絡があり、市役所で受け付けた住所変更届と種別変更届が未処理のまま保管され、年金事務所に回送されていなかったため、お客様が前納保険料を納付することができなかつたことが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明し、機構本部に取扱いを協議しましたが、前納保険料を納付することが認められなかつたため、改めてお詫びし了承を得ました。</p> <p>●届書の処理を行いました。</p> <p>●市役所から国民健康保険の届書との突合や電算システムの活用により、事務処理漏れを防止するとの報告がありました。</p>	1名	過徴収	400
15		未処理・処理遅延	福岡	久留米	2005年 5月頃	2015年 1月14日	<p>○内部監査により、添付書類不足のため保留されたままの国民年金第3号被保険者該当届が未処理となっていたことが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。</p> <p>●第3号被保険者として認定するための添付書類が不足していたため、海外に在住しているお客様に添付書類を求めましたが、お客様から添付書類を提出することができない旨の回答を得たため、国民年金第3号被保険者非該当通知書を送付しました。</p> <p>●担当部署において古い書類の整理を行い、届書の適正な管理を徹底するよう周知しました。</p>	1名	—	0
16			福岡	中福岡	2011年 12月頃	2015年 1月19日	<p>○内部監査により、国民年金第3号被保険者期間に不整合記録があるお客様へのお知らせ文書が未送達となり、種別変更処理が行われていないことが判明しました。</p> <p>●担当者がお詫び文書とお知らせ文書を送付しました。</p> <p>●訂正処理を行いました。</p> <p>●担当部署において、指示依頼の内容の周知と、未送達となった書類の管理等を徹底しました。</p>	45名	—	0
17			神奈川	川崎	2014年 4月頃	2015年 1月22日	<p>○お客様から問合せがあり、20歳到達者に基礎年金番号を付番する際、エラーとなったお客様の補正処理を漏らしたため、基礎年金番号の付番及び資格取得処理が行われていなかったことが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。</p> <p>●基礎年金番号の付番及び資格取得の処理を行いました。</p> <p>●担当部署において、20歳到達者の処理方法について周知し、今後は付番予定者の処理結果についても確認を徹底し、処理漏れを防ぐよう周知しました。</p>	11名	—	0

#### 4. 国民年金徴収関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
18	国民年金後納保険料納付申込書の誤り	確認・決定誤り	大阪	枚方	2014年 3月31日	2014年 4月2日	<p>○お客様から問合せがあり、国民年金後納保険料納付申込書を受け付けた際に、申込書への記載する納付可能期間の説明を誤り、お客様が希望していた期間とは異なる期間の納付書を交付していたことが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明し、機構本部に取扱いを協議しましたが、加算金なしで納付することが認められなかったため、改めてお詫びし了承を得ました。</p> <p>●後納保険料を領収しました。</p> <p>●担当部署において、後納制度の研修を行うとともに、お客様の相談内容を確認した上で説明し、処理を行うことを徹底するよう周知しました。</p>	1名	過徴収	1,200
19	国民年金保険料口座振替納付(変更)・辞退申出書の誤り	確認・決定誤り	神奈川	横浜南	2014年 4月23日	2014年 5月1日	<p>○お客様から問合せがあり、国民年金保険料口座振替の緊急停止処理をした際に、お客様から依頼のあった月と異なる月分を停止していたこと、また、停止処理を誤り口座振替による前納ができなかったことが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明し、機構本部に取扱いを協議し、前納の保険料額で領収することで了承を得ました。</p> <p>●訂正処理を行い、前納保険料を領収しました。</p> <p>●担当部署において、緊急停止の登録内容についてダブルチェックの徹底を行うよう周知しました。</p>	1名	—	0
20			岡山	岡山広域 事務センター	2014年 2月26日	2014年 6月6日	<p>○お客様から問合せがあり、国民年金保険料口座振替納付申出書を処理する際に、金融機関への口座振替依頼書の送付を漏らしていたため、口座振替による納付や、前納ができなかったことが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。</p> <p>●口座振替申出書の処理を行い、保険料を領収しました。</p> <p>●担当部署において、金融機関へ口座振替依頼書が送付されていることの確認を徹底するよう周知しました。</p>	1名	過徴収	15,180
21			福井	事務センター	2014年 10月21日	2015年 1月13日		1名	過徴収	100
22			大阪	玉出	2015年 3月31日	2015年 4月23日		1名	—	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
23	国民年金保険料口座振替納付(変更)・辞退 申出書の誤り	確認・決定誤り	神奈川	高津	2014年 2月21日	2014年 3月31日	<p>○お客様から問合せがあり、国民年金保険料口座振替納付申出書在处理する際に、国民年金基金納付委託者であることの確認を漏らし、国民年金基金に引き落とし解除の連絡を行わなかったため、口座振替による2年前納ができなかったことが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明し、機構本部に取扱いを協議し、2年前納の保険料額で領収することで了承を得ました。</p> <p>●訂正処理を行い、2年前納保険料との差額を領収しました。</p> <p>●担当部署において、口座振替申出書を受理する際は、窓口装置で国民年金基金加入者であるかの確認を行うことを徹底するよう周知しました。</p>	1名	—	0
24			北海道	札幌北	2013年 5月頃	2014年 4月28日	<p>○お客様から問合せがあり、国民年金保険料の口座振替による2年前納の申出があった際、必要な手続きの説明を漏らしたため、提出期限までにお客様が1年前納から2年前納への変更ができなかったことが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明し、機構本部に取扱いを協議しましたが、2年前納額で納付することが認められなかったため、改めてお詫びしました。</p> <p>●担当部署において、口座振替の提出期限を確認し、お客様への正確なご案内を徹底するよう周知しました。</p>	1名	過徴収	10,960
25		入力誤り	埼玉	川越	2014年 10月27日	2014年 12月26日	<p>○お客様から問合せがあり、国民年金保険料口座振替納付申出書在处理する際に、金融機関コードの入力を誤ったため、口座振替による前納ができなかったことが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明し、機構本部に取扱いを協議し、前納の保険料額で領収することで了承を得ました。</p> <p>●訂正処理を行い、前納保険料額で領収しました。</p> <p>●担当部署において、金融機関コードと処理結果リストのチェックを複数人で行うよう周知徹底しました。</p>	1名	—	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生日月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
26	国民年金保険料クレジットカード納付申出書の受理漏れ	受付時の書類管理誤り	宮崎	宮崎	2014年 4月28日	2014年 11月12日	○お客様から問合せがあり、国民年金保険料クレジットカード納付申出書を受け付ける際に、確認不足により申出書をお客様控えと一緒にお客様に返してしまったため、申出書の受付ができておらず、クレジットカードによる前納ができなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●保険料を領収しました。 ●担当部署において、書類の受け渡しの際は、お客様と相互に確認を行うことを徹底するよう周知しました。	1名	—	0
27	国民年金保険料免除申請書の誤り	確認・決定誤り	岡山	岡山広域事務センター	2014年 8月14日	2015年 2月20日	○お客様から問合せがあり、国民年金保険料免除納付猶予申請書を処理する際に、申請期間の記載を誤り、誤った期間について免除の承認が行われていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●訂正処理を行い、正しい承認通知書を送付しました。 ●担当部署において審査、決定時には承認期間の記入漏れや誤りがないか確認を徹底するよう周知しました。	1名	—	0
28		説明誤り	東京	江東	2014年 7月22日	2014年 7月22日	○お客様から問合せがあり、区役所が国民年金保険料免除納付猶予申請書を受け付けた際に、お客様に若年者納付猶予を優先して申請できることを説明しなかったため、半額免除で承認されていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上、機構本部に取扱いを協議し、免除の審査を改めて行うことでも了承を得ました。 ●免除結果を半額免除から若年者納付猶予に変更しました。 ●区役所に対し、免除申請受付時の確認を徹底するよう依頼しました。	1名	—	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生日月	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
29	国民年金保険料免除理由該当・消滅届の誤り	確認・決定誤り	愛媛	宇和島	1987年 7月26日	2015年 4月27日	<p>○事務センターから老齢厚生年金請求書の返戻があり、障害厚生年金3級の受給者に対して法定免除としていたことが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。</p> <p>●訂正処理を行いました。</p> <p>●担当部署において、法定免除の該当要件について周知徹底しました。</p>	1名	—	0
30		通知書等の作成誤り	奈良	奈良	2013年 10月2日	2013年 10月4日	<p>○市役所から連絡があり、既に国民年金保険料免除申請書を提出済みのお客様に対し、国民年金保険料免除理由消滅通知書を送付していたことが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。</p> <p>●誤って送付した通知書を回収しました。</p> <p>●担当部署において通知書作成時の点検項目を、送付時に他の職員で再点検を行うことを周知徹底しました。</p>	1名	—	0
31	国民年金保険料還付請求書の誤り	確認・決定誤り	島根	事務センター	2013年 8月15日	2014年 6月10日	<p>○お客様から連絡があり、国民年金保険料還付請求書が、処理時のエラー表示を見落としにより、未払いのまま処理済みとして保管されていたことが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。</p> <p>●還付請求書の処理を行い、保険料を還付しました。</p> <p>●担当部署において処理結果の確認方法について周知し、処理漏れが発生しないよう徹底しました。</p>	1名	未払い	29,960
32	国民年金保険料の領収済通知書の誤り	入力誤り	島根	事務センター	2015年 1月9日	2015年 1月30日	<p>○お客様から控除証明書の発行依頼があった際に、事務センターにおいて領収済通知書の収納日を誤って入力していたことが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。</p> <p>●訂正処理を行い、誤った控除証明書を回収し、正しい収納日が記載された控除証明書を送付しました。</p> <p>●担当部署において、各作業工程の中でのチェックを徹底することを周知し、委託業者に対しても収納年月日のエラー等があった際の報告を徹底するよう依頼しました。</p>	2名	—	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
33	国民年金保険料納付書の誤り	確認・決定誤り	東京	杉並	2014年 4月15日	2014年 7月11日	○お客様から問合せがあり、区役所が国民年金被保険者資格取得届を受け付けた際、お客様から前納の申出があったにもかかわらず、そのことを年金事務所に伝達していなかったため、1年前納ができなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、機構本部に取扱いを協議し、1年前納保険料を領収することで了承を得ました。 ●1年前納保険料を領収しました。 ●区役所に対し、前納納付書の作成が必要な場合の連絡を徹底するよう依頼しました。	1名	—	0
34			大阪	城東	2014年 7月25日	2014年 7月31日	○お客様から問合せがあり、国民年金高齢任意加入申出書を受け付けた際に、お客様から前納の申出があったにもかかわらず、確認不足により前納納付書の作成を漏らしたため、前納ができなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、機構本部に取扱いを協議し、前納保険料額で領収することで了承を得ました。 ●前納保険料を領収しました。 ●担当部署においてお客様が前納を希望されている場合、その旨を記載した表示を目立つようにし、見落としを防ぐことを徹底するよう周知しました。	1名	—	0
35		通知書等の作成誤り	宮城	古川	2014年 11月30日	2014年 12月24日	○お客様から問合せがあり、保険料の徴収権の消滅時効が完成している期間の国民年金保険料の納付を希望される場合は、後納制度を利用して納付していただくべきところ、誤って通常の納付書による納付を案内し、納付書を送付したため、保険料が還付・充当処理されていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●後納を希望するお客さまについては、後納納付書を送付しました。 ●担当部署において保険料の時効についての取扱いを周知し、納付書作成時は複数人で確認を行うことを徹底しました。	2名	過徴収	22,470
36	国民年金保険料延滞金の誤り	確認・決定誤り	京都	舞鶴	2014年 8月22日	2014年 9月2日	○担当部署で国民年金保険料及び延滞金の領収金額の確認をしていたところ、納付状況の確認不足により、延滞金を重複して徴収していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●重複して徴収した延滞金を還付しました。 ●担当部署において、窓口で領収する際の納付状況の確認方法について周知徹底しました。	1名	過徴収	38,000
37			福岡	久留米	2013年 8月23日	2014年 7月14日	○督促保険料未納者一覧表を確認していたところ、差押解除の入力処理を漏らしたことにより、金額を誤った国民年金保険料の延滞金納付書を送付していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●訂正処理を行い、正しい延滞金納付書を送付しました。 ●担当部署において差押管理簿を作成し、入力処理を漏らさないよう周知徹底しました。	1名	未徴収	13,950

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
38	国民年金徴収 関係届書等の 処理漏れ	未処理・処理遅延	島根	事務センター	2014年 7月31日	2014年 8月14日	○年金事務所から、お客様が納付した期間の国民年金保険料の納付記録が窓口装置に反映されていないと連絡があり、確認したところ、領収済通知書の処理が漏れていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●未処理となっていた領収済通知書の処理を行いました。 ●担当部署において処理後と、決裁時のチェックを徹底するよう周知しました。	4名	—	0
39			兵庫	須磨	2014年 4月14日	2014年 6月9日	○担当部署において、未完結となっている届書の確認を行った際に、国民年金保険料追納申込書が機の隙間に落ち、処理されていなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、機構本部に取扱いを協議しましたが、加算金なしで領収することが認められませんでした。 ●申込書を処理し、追納保険料を領収しました。 ●担当部署において、届書引継時の確認を徹底することと、定期的に受付進捗管理システムを確認することで、処理遅延が発生しないよう周知徹底しました。	1名	過徴収	110
40			東京	練馬	2013年 9月3日	2015年 1月23日	○担当部署で受付書類の確認を行っていたところ、国民年金後納保険料納付申込書が、届書を回送する際の送付書の束に混入していたことにより、未処理となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●後納保険料納付申込書の処理を行い、納付書を送付しました。 ●担当部署において、送付書等について定期的に届書が混入していないか確認を徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	1,270
41			受付時の書類 管理誤り	福島	事務センター	2014年 4月25日	2015年 4月24日	○役場から連絡があり、役場で受け付けた国民年金保険料免除納付猶予申請書が、年金事務所に進達されず、役場の担当者が保管したままであったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●申請書の処理を行いました。 ●役場から受付後の進達及び、担当者間での引継を徹底するとの報告がありました。	1名	—
42		鹿児島	鹿屋	2014年 5月7日	2014年 6月4日	○お客様から問合せがあり、郵送された国民年金保険料納追納申込書が未開封のまま開封済み封筒とともに保管され処理されていなかったため、追納期限が経過し、追納保険料を納付することができなくなったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、機構本部に取扱いを協議しましたが、納期限が経過し、追納保険料を領収することが認められなかったため、改めてお詫びしました。 ●担当部署において、郵便物を開封する際はその三辺を開き、内容物が残っていないかの確認を確実にを行うことを徹底しました。	1名	—	0	

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生日月	判明日月	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
43	国民年金徴収 関係届書等の 処理漏れ	受理後の書類 管理誤り	静岡	三島	2014年 5月15日	2014年 6月4日	○事務センターから連絡があり、国民年金資格取得届を受け付けた際、事務センターでの納付書作成が前納の納期限に間に合わないため、年金事務所処理すべきであったにもかかわらず、事務センターに届書を回送したため、1年前納ができなくなったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、機構本部に取扱いを協議し、1年前納の保険料額で領収することです承を得ました。 ●訂正処理を行い、1年前納の保険料を領収しました。 ●担当部署において、受け付けた書類の内容点検等を徹底し、再発防止に努めるよう周知しました。	1名	—	0
44			東京	葛飾	2014年 8月4日	2014年 9月1日	○担当部署で未完結の届書を点検した際に、国民年金後納保険料納付申込書が未処理のまま保管されていたため、納期限までに後納保険料を納付できなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました ●申込書処理し、納付可能な期間の後納納付書を送付しました。 ●担当部署において、複数の職員での届書の確認と、管理職による点検を徹底するよう周知しました。	1名	未徴収	14,750
45			千葉	船橋	2013年 5月21日	2014年 7月24日	○内部監査により、お客様から提出のあった国民年金保険料学生納付特例申請書が所在不明となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●申請書を再提出していただき、処理を行いました。 ●担当部署において、受付進捗管理システムの長期経過分を定期的に確認することと、書類の管理を徹底するよう周知しました。	1名	—	0
46			東京	葛飾	2014年 9月3日	2015年 1月7日	○内部監査により、事務センターから年金事務所に返戻した国民年金保険料学生納付特例申請書が所在不明となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●申請書を再提出していただき、処理を行いました。 ●担当部署において、受付進捗管理システムによる書類の管理を徹底し、未受付となっている届書については、管理職が日々確認することとしました。	2名	—	0
47			東京	事務センター	2014年 7月24日	2015年 1月20日	○受付進捗管理システムを確認した際に、年金事務所から市役所に回送した国民年金保険料免除申請書が所在不明となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●申請書を再提出していただき、処理を行いました。 ●担当部署及び市役所において、回送書類が送付書の件数と一致しない場合、速やかに確認を行うこと及び、申請書の枚数確認を徹底することとしました。	1名	—	0

5. 年金給付関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
48	老齢年金の受給要件等の誤り	確認・決定誤り	岡山	岡山東	1987年 2月1日	2013年 1月18日	○お客様からの問合せ又は機構本部からの連絡や年金記録調査時の確認作業により、合算対象期間や通算対象期間などの確認不足による受給権発生日の決定誤りが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、ブロック本部又は機構本部に取扱いを協議し訂正しました。過払いがあるお客様については返納に係る処理を行いました。未払いがあるお客様については年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金記録及び受給権発生日の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	197,538
49			福岡	八幡	2006年 5月18日	2013年 8月16日		1名	未払い	227,490
50			神奈川	横浜南	1987年 11月5日	2014年 4月4日		1名	未払い	33,416
51			鳥取	米子	1991年 4月6日	2014年 5月7日		1名	未払い	111,326
52			長野	長野北	1985年 10月24日	2014年 6月3日		1名	未払い	48,566
53			京都	上京	1995年 5月11日	2014年 7月9日		1名	未払い	39,908
54			秋田	大曲	1992年 4月23日	2014年 7月11日		1名	未払い	36,883
55			北海道	釧路	1999年 2月18日	2014年 8月1日		1名	未払い	356,181
56			岡山	岡山西	1993年 9月29日	2014年 10月15日		1名	—	0
57			東京	港	1985年 2月28日	2014年 12月8日		1名	未払い	536,703
58			東京	世田谷	1997年 9月3日	2014年 12月16日		1名	—	0
59			高知	事務センター	2014年 12月4日	2015年 1月15日		1名	過払い	74,445
60			岩手	宮古	2004年 9月9日	2015年 1月16日		1名	未払い	53,049
61			沖縄	浦添	2011年 11月25日	2014年 12月3日		○年金相談の際に、国民年金の後納申込時の合算対象期間の確認不足により、老齢年金の受給権を満たしているにもかかわらず、後納申込書を受け付けていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。納付された後納保険料を還付するとともに、請求書を受け付けし裁定を行い、正しい年金の支払が完了したことを確認しました。 ●担当部署において、後納申込時にはお客様から年金加入期間の聴き取りを行い、年金記録の確認とチェックシートによる確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い
62	徳島	徳島北	1998年 5月29日	2014年 6月10日	○事務センターからの連絡により、老齢年金の受給権発生日以降の任意加入期間について、本来国民年金の免除期間とはならないところ、誤って国民年金保険料免除申請書を受け付け、承認していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正及び返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金相談時の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	35,354		
63	徳島	阿波半田	1998年 10月15日	2014年 12月3日	○再裁定時の記録確認作業により、本来、任意加入期間のため国民年金の免除期間とはならないところ、老齢年金の裁定の際に免除期間としたまま老齢年金を決定していることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正及び返納の処理を行いました。 ●担当部署において、任意加入期間や受給要件の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	34,251		

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
64	老齢年金の第四種被保険者期間の誤り	確認・決定誤り	岡山	倉敷東	1988年 6月23日	2012年 3月29日	○遺族年金請求書や再裁定処理の点検時又は機構本部や事務センターからの連絡により、老齢年金の第四種被保険者期間の削除漏れが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、ブロック本部に取扱いを協議し訂正しました。お客様に年金の返納に係るお願いを行うとともに、過徴収となった保険料の還付処理を行いました。 ●担当部署において、第四種被保険者期間の有無等、年金記録を十分確認するよう徹底しました。	1名	過払い	32,498
65			東京	中央	1982年 2月頃	2014年 2月24日		1名	過徴収	695,502
66			千葉	木更津	1999年 1月31日	2014年 3月18日		1名	過徴収	89,851
67			北海道	札幌東	2000年 6月1日	2014年 5月26日		1名	過徴収	31,259
68			北海道	砂川	1990年 5月31日	2014年 8月6日		1名	過払い	215,992
69			神奈川	藤沢	1985年 5月30日	2014年 11月20日		1名	過徴収	99,592
70			千葉	千葉	1987年 8月頃	2014年 12月24日		1名	過払い	440,825
71			山形	鶴岡	1992年 1月20日	2014年 12月24日		1名	過払い	43,899
72	老齢年金の共済組合期間の誤り	確認・決定誤り	神奈川	鶴見	1994年 3月17日	2012年 9月24日	○再裁定の審査時又は機構本部や事務センターからの連絡により、共済組合加入期間確認通知書等の確認不足による共済加入期間の算入誤りが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、ブロック本部又は機構本部に取扱いを協議し訂正しました。過払いがあるお客様については返納の処理を行いました。未払いがあるお客様については年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金記録及び共済組合期間の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	496,330
73			北海道	留萌	1988年 12月頃	2014年 7月14日		1名	未払い	156,604
74			栃木	栃木	1996年 2月8日	2014年 8月8日		1名	未払い	19,304
75			北海道	留萌	1988年 3月頃	2014年 9月18日		1名	未払い	28,293
76			埼玉	川越	1992年 1月20日	2014年 11月5日		1名	過払い	468,300
77			東京	世田谷	1995年 6月1日	2014年 12月4日		1名	過払い	433,000
78			埼玉	川越	1979年 1月11日	2014年 3月5日		○事務センターから連絡があり、老齢年金請求時の職歴等の確認不足により、旧令共済組合期間の算入を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しブロック本部に取扱いを協議しました。訂正を行い、正しい年金の支払が完了したことを確認しました。 ●担当部署において、年金記録及び共済組合期間の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	
79	老齢年金の共済組合期間の誤り	確認・決定誤り	埼玉	浦和	1982年 4月28日	2013年 6月28日	○遺族年金請求時又は事務センターからの連絡により、共済組合へ移管済みの厚生年金被保険者期間について、お客様の年金記録に含めたまま通算老齢年金や老齢厚生年金として決定していることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正及び返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金記録及び共済組合期間の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	677,610	
80			佐賀	武雄	2008年 4月10日	2014年 3月19日		1名	過払い	257,426	
81			福岡	東福岡	2007年 8月5日	2014年 7月18日		1名	過払い	1,360,745	
82			福島	平	1988年 7月28日	2014年 7月28日		1名	過払い	1,435,370	
83			愛知	瀬戸	1982年 12月9日	2015年 2月17日		1名	過払い	973,738	
84	老齢年金の国民年金や厚生年金期間の誤り	確認・決定誤り	静岡	三島	1991年 10月24日	2013年 12月13日	○遺族年金の年金記録調査時の確認作業や機構本部や事務センターからの連絡により、老齢年金裁定時の戦時加算記録の登録誤りが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、ブロック本部又は機構本部に取扱いを協議しました。 記録の訂正を行い、正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、請求書の受付の際には戦時加算記録の確認を確実にを行うよう周知徹底しました。	1名	未払い	274,752	
85			愛知	昭和	1985年 3月6日	2014年 6月26日		1名	未払い	1,946,819	
86			静岡	浜松東	2000年 5月2日	2014年 8月8日		1名	未払い	188,424	
87			新潟	上越	1992年 4月20日	2014年 9月25日		1名	未払い	407,587	
88			鳥取	鳥取	1990年 12月13日	2014年 10月22日		1名	未払い	1,497,156	
89			鹿児島	奄美大島	1980年 10月15日	2015年 2月24日		1名	未払い	1,875,575	
90			新潟	三条	1994年 11月7日	2013年 10月18日		○機構本部や事務センターからの連絡により、老齢年金及び遺族年金裁定時の戦時加算記録の登録誤りが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、ブロック本部又は機構本部に取扱いを協議しました。 記録の訂正を行い、正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、船員保険の期間がある場合には、戦時加算記録の確認を徹底するよう周知しました。	2名	未払い	373,232
91			北海道	室蘭	1984年 6月30日	2014年 9月11日			2名	未払い	1,718,070
92			神奈川	横浜中	1977年 10月24日	2014年 9月26日	2名	未払い	1,276,726		

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	
93	老齢年金の国民年金や厚生年金期間の誤り	確認・決定誤り	愛知	熱田	1980年 10月7日	2013年 6月28日	○未支給年金請求時又は年金記録調査時の確認作業により、国民年金と厚生年金の加入期間が重複しているにもかかわらず、重複期間を補正することなく老齢年金を裁定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し訂正しました。お客様に年金の返納に係るお願いを行うとともに、過徴収となった保険料の還付処理を行いました。 ●担当部署において、年金相談時等の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	300	
94			愛知	岡崎	1984年 10月24日	2014年 7月29日		1名	過払い	151,664	
95			愛知	熱田	1979年 4月1日	2014年 10月11日		1名	過払い	132,798	
96			愛知	豊橋	1979年 5月16日	2013年 5月27日	○事務センターから連絡があり、国民年金と厚生年金の加入期間が重複しているにもかかわらず、重複期間を補正することなく老齢年金を裁定していたことが判明しました。 ●お客様は死亡されていたため、担当者が親族の調査を行いました。調査により判明した親族にお詫びの文書を送付し、年金の返納に係るお願いを行うとともに、過徴収となった保険料の還付処理を行いました。 ●担当部署において、年金相談時等の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	798,121	
97	老齢基礎・老齢厚生年金繰下げ請求に係る誤裁定について	確認・決定誤り	宮城	事務センター	2014年 10月23日	2014年 12月9日	○お客様から問合せがあり、老齢基礎年金の裁定時に、添付された繰下げ意思確認書を見落とし、お客様の希望していない65歳時点での老齢基礎年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。裁定の訂正及び返納の処理を行いました。 ●担当部署において、請求書への繰下げ意思確認書の添付位置を見直し、審査時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	56,750	
98			千葉	松戸	2014年 1月16日	2014年 2月28日		○お客様から問合せがあり、コールセンターにおいて老齢年金の繰下げ請求時期を誤って案内し裁定したことで、年金額がお客様の希望どおりとなっていなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、機構本部に取扱いを協議することで了承を得ました。記録の訂正を行い、正しい年金の支払が完了したことを確認しました。 ●コールセンターの相談業務を委託している業者に対して、再発防止策を講ずるよう指導しました。	1名	未払い	76,141
99			東京	杉並	2014年 3月10日	2014年 6月11日		○お客様から問合せがあり、65歳以降に請求していなかった分の老齢厚生年金について、繰下げ請求した場合の厚生年金基金から支給される年金額の取扱いの確認不足により、お客様にとって金銭的に不利な繰下げ請求を案内し決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、機構本部に取扱いを協議しました。繰下げの取消及び老齢基礎年金の裁定を行い、正しい年金の支払が完了したことを確認しました。 ●担当部署において、繰下げ請求及び厚生年金基金の取扱いについて周知徹底しました。	1名	未払い	1,043,948

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生日月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
100	遺族年金の受給要件等の誤り	確認・決定誤り	香川	事務センター	2008年 10月2日	2014年 9月3日	○機構本部から連絡があり、死亡年月日の入力誤りにより、遺族年金の受給権発生日月日を誤って決定していたことが判明しました。また年金受給選択処理のために遺族年金裁定時に支払いの保留を行ったものの、その後保留処理の解除を漏らしたことにより、遺族年金が支払保留のままとなっていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。受給権発生日月日の訂正及び保留処理の解除を行い、正しい年金の支払が完了したことを確認しました。 ●担当部署において、審査時や入力後の二重チェックを徹底するよう周知しました。	1名	未払い	2,146,791
101			鹿児島	川内	2008年 9月19日	2014年 6月11日	○年金受給に係る回答書を作成する際に、死亡年月日の入力誤りにより、遺族年金の受給権発生日月日を誤って決定していたことが判明しました。 ●年金額に影響はなかったものの、担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正を行い、正しい年金証書を交付しました。 ●担当部署において、入力後の二重チェックを徹底するよう周知しました。	1名	-	0
102			長野	飯田	2006年 3月9日	2013年 7月31日	○年金相談時や再裁定の審査時又は機構本部や事務センターからの連絡により、遺族年金裁定時の戦時加算記録の登録漏れが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、ブロック本部又は機構本部に取扱いを協議することで了承を得ました。記録の訂正を行い、正しい年金の支払が完了したことを確認しました。 ●担当部署において、裁定原簿等での年金記録の確認や審査時の二重チェックを徹底するよう周知しました。	1名	未払い	523,155
103			神奈川	高津	2003年 2月13日	2013年 11月7日		1名	未払い	808,100
104			大分	別府	2000年 2月16日	2013年 11月13日		1名	未払い	1,653,290
105			神奈川	横浜南	2009年 5月21日	2014年 1月8日		1名	未払い	545,460
106			山梨	甲府	1997年 7月31日	2014年 1月10日		1名	未払い	292,272
107			宮崎	延岡	2008年 11月頃	2014年 2月5日		1名	未払い	525,750
108			神奈川	藤沢	2009年 3月12日	2014年 3月7日		1名	未払い	1,820,999
109			埼玉	川越	2000年 1月19日	2014年 4月11日		1名	未払い	714,800
110			山口	山口	2002年 8月15日	2014年 4月15日		1名	未払い	1,778,703
111			広島	三原	1988年 3月31日	2014年 4月22日		1名	未払い	1,321,684
112			長野	長野北	2005年 4月14日	2014年 4月23日		1名	未払い	84,222
113			新潟	三条	1988年 7月20日	2014年 6月5日		1名	未払い	101,200
114	新潟	新潟東	1989年 1月19日	2014年 6月20日	1名	未払い		452,190		

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生日月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
115	遺族年金の受給要件等の誤り	確認・決定誤り	岡山	岡山広域事務センター	2013年 8月8日	2014年 7月7日	○年金相談時や再裁定の審査時又は機構本部や事務センターからの連絡により、遺族年金裁定時の戦時加算記録の登録漏れが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、ブロック本部又は機構本部に取扱いを協議することで了承を得ました。記録の訂正を行い、正しい年金の支払が完了したことを確認しました。 ●担当部署において、裁定原簿等での年金記録の確認や審査時の二重チェックを徹底するよう周知しました。	1名	未払い	140,100
116			岡山	岡山西	2005年 12月1日	2014年 7月14日		1名	未払い	619,703
117			宮城	石巻	2002年 4月25日	2014年 7月14日		1名	未払い	119,758
118			岡山	高梁	2002年 11月28日	2014年 7月18日		1名	未払い	2,765,167
119			静岡	浜松東	1986年 5月5日	2014年 8月8日		1名	未払い	398,612
120			愛知	瀬戸	1989年 8月24日	2014年 8月21日		1名	未払い	270,067
121			島根	浜田	1996年 5月30日	2014年 8月29日		1名	未払い	1,656,256
122			大分	大分	2007年 4月5日	2014年 9月3日		1名	未払い	11,051
123			大分	大分	1994年 12月8日	2014年 9月12日		1名	未払い	1,570,346
124			長崎	事務センター	2010年 9月2日	2014年 10月8日		1名	未払い	22,400
125			北海道	小樽	1994年 2月17日	2014年 10月20日		1名	未払い	146,182
126			愛知	豊橋	1999年 4月8日	2014年 10月21日		1名	未払い	1,471,350
127			愛知	豊橋	2002年 7月11日	2014年 10月21日		1名	未払い	248,391
128			神奈川	横浜中	2003年 3月13日	2014年 10月27日		1名	未払い	109,116
129	埼玉	春日部	1976年 4月1日	2014年 10月28日	1名	未払い	1,205,591			
130	神奈川	藤沢	2000年 1月13日	2014年 11月19日	1名	未払い	103,386			

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生日月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
131	遺族年金の受給要件等の誤り	確認・決定誤り	大分	日田	1974年 3月12日	2013年 3月5日	○同一人のもと思われる基礎年金番号について調査したところ、旧厚生年金保険の遺族年金裁定時に共済組合で決定された遺族年金の確認を漏らし、本来支給停止すべき寡婦加算を支給していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しましたが理解が得られませんでした。訂正を行い、過払いに係る返納金納入告知書を送付しました。 ●担当部署において、相談時及び請求時に、お客様の年金の受給状況等について確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	757,800
132			埼玉	川越	1987年 5月7日	2014年 6月4日	○未支給年金請求時に、共済組合の短期要件の遺族共済年金の受給権者であることの確認不足により、長期要件の遺族厚生年金を誤って裁定していたことが判明しました。 ●遺族厚生年金の支払について保留処理を行っていたため返納は生じませんが、担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。裁定の取消しを行いました。 ●担当部署において、短期要件の遺族共済年金受給権者については、長期要件の遺族厚生年金は支給されないことについて周知し、遺族年金の受給要件の確認を徹底しました。	1名	—	0
133			徳島	徳島南	1991年 4月11日	2012年 1月5日	○機構本部から連絡があり、共済組合の短期要件の遺族共済年金の受給権者であることの確認不足により、長期要件の遺族厚生年金を誤って裁定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上、複数回にわたり説明しましたが理解が得られませんでした。裁定の取消しを行い、過払いに係る返納金納入告知書を送付しました。 ●担当部署において、短期要件の遺族共済年金受給権者については、長期要件の遺族厚生年金は支給されないことについて周知し、遺族年金の受給要件の確認を徹底しました。	1名	過払い	11,913
134			福岡	大牟田	2008年 9月25日	2013年 12月2日	○共済組合から連絡があり、遺族厚生年金裁定時に受給要件の確認不足により、金額的に不利となる条文を適用して裁定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、ブロック本部又は機構本部に取扱いを協議し訂正しました。過払いがあるお客様については年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、遺族厚生年金請求の際に、共済組合加入期間がある場合の受給要件の取扱いについて確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	11,282
135			愛知	豊橋	2007年 3月29日	2014年 4月7日		1名	未払い	71,272
136			京都	京都南	2014年 5月9日	2014年 12月18日	○街角の年金相談センターから連絡があり、委託社会保険労務士が遺族厚生年金請求時に受給要件の確認不足により、金額的に不利となる条文の適用による裁定を案内し受け付けていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、ブロック本部又は機構本部に取扱いを協議することで了承を得ました。訂正を行い、正しい年金の支払が完了したことを確認しました。 ●社会保険労務士会から、委託社会保険労務士に対し指導が行われました。	1名	未払い	32,922

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
137	遺族年金の受給要件等の誤り	確認・決定誤り	静岡	清水	2004年 7月11日	2014年 7月8日	○事務センターから連絡があり、子の死亡による父母からの遺族厚生年金請求の際に母のみの請求を案内し受け付けていたことから、本来父に決定すべき遺族厚生年金の年金額が母の遺族厚生年金額に上乗せされていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。父に決定される遺族厚生年金は老齢厚生年金の受給を選択することにより支給停止となるため、裁定の訂正を行うとともに返納の処理を行いました。 ●担当部署において、遺族年金の受給要件について確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	1,357,480
138			北海道	留萌	2003年 10月16日	2014年 2月3日	○事務センターから連絡があり、基礎年金番号への船員保険記録の登録処理を漏らしたまま遺族年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、ブロック本部又は機構本部に取扱いを協議しました。訂正を行い、正しい年金の支払が完了したことを確認しました。 ●担当部署において、相談・受付時の点検及び年金記録の確認等を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	590,930
139			広島	福山	1998年 3月10日	2014年 8月4日	○事務センターから連絡があり、基礎年金番号への船員保険記録の登録処理を漏らしたまま遺族年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、ブロック本部又は機構本部に取扱いを協議しました。訂正を行い、正しい年金の支払が完了したことを確認しました。 ●担当部署において、相談・受付時の点検及び年金記録の確認等を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	248,900
140	障害年金の受給要件等の誤り	確認・決定誤り	埼玉	川越	2014年 6月17日	2014年 8月6日	○障害年金請求書を点検したところ、年金相談時の厚生年金被保険者期間の確認不足により、納付要件を満たしていないにもかかわらず、請求書を受け付けていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、請求書をお返ししました。 ●担当部署において、相談経過や納付要件については複数人で確認するよう徹底しました。	1名	-	0
141			大阪	淀川	2014年 6月14日	2014年 10月7日	○お客様から問合せがあり、障害厚生年金請求書及び特別支給の老齢厚生年金の障害者特例請求書の受付時に、老齢基礎年金の繰上げ請求書も併せて受け付けたことにより、障害厚生年金等の審査が行われることなく繰上げの老齢基礎年金が裁定されていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、ブロック本部又は機構本部に取扱いを協議することです了承を得ました。障害厚生年金請求について審査を進めるとともに、老齢基礎年金の繰上げの取消を行いました。障害者特例に該当したため、年金の支払が行われたことを確認しました。 ●担当部署において受給要件等について周知し、説明不足とならないよう徹底しました。	1名	未払い	238,199
142			鹿児島	川内	1986年 11月27日	2013年 10月24日	○再裁定の審査時に、共済組合へ移管済みの厚生年金被保険者期間について、お客様の年金記録に含めたまま障害厚生年金として決定していることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、ブロック本部又は機構本部に取扱いを協議しました。訂正を行い、正しい年金の支払が完了したことを確認しました。 ●担当部署において、年金請求時の年金記録及び共済組合期間の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	323,335
143	障害年金の所得調査や額改定請求等の誤り	確認・決定誤り	本部	機構本部 (支払部)	2015年 2月23日	2015年 4月13日	○事務センターから連絡があり、障害年金の額改定と併せて処理すべき差止解除処理を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。差止を解除し、正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、審査時及び改定処理後の裁定原簿の確認等を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	563,500

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	
144	未支給年金に係る誤り	確認・決定誤り	京都	上京	2014年 10月28日	2015年 2月13日	○お客様から問合せがあり、委託社会保険労務士が、複数の年金を受給していたお客様の未支給年金請求書への年金コードの記入について一方の年金コードのみの記入を案内したことから、他方の年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正を行い、正しい年金の支払が完了したことを確認しました。 ●社会保険労務士会から、委託社会保険労務士に対し指導が行われました。	1名	未払い	139,425	
145		入力誤り	茨城	事務センター	2015年 2月4日	2015年 3月25日	○機構本部から連絡があり、未支給年金請求に伴い死亡届を処理する際に、入力委託業者が死亡年月日を誤って登録していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。記録の訂正を行い、正しい年金の支払が完了したことを確認しました。 ●委託業者に対して、再発防止策を講ずるよう指導しました。	1名	未払い	112,216	
146		説明誤り	神奈川	横須賀	2015年 1月13日	2015年 1月15日	○未支給年金の相談時に未支給年金を請求できる遺族の範囲が拡大した時期及び死亡年月日の確認不足により、請求できない続柄のお客様に対して請求を案内していたことが未支給年金請求の際に判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、未支給年金を請求できる親族であるかの確認等を徹底するよう周知しました。	1名	—	0	
147				岐阜	美濃加茂	2015年 4月20日	2015年 4月20日	○未支給年金の相談時の裁定原簿等の確認不足から、既に未支給年金が支払われていたにもかかわらず、手続きを案内していたことが未支給年金請求の際に判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●担当部署においても、問合せ内容に疑義が生じた場合は他の職員に確認するよう周知徹底しました。	1名	—	0
148				長崎	長崎北	2014年 3月17日	2014年 7月25日	○お客様から問合せがあり、寡婦年金請求時に、寡婦年金よりも金額的に有利な死亡一時金と老齢厚生年金との組み合わせの説明及び案内を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、ブロック本部に取扱いを協議しました。死亡一時金請求書を受け付けました。 ●担当部署において、死亡一時金と寡婦年金の取扱いについて確認等を徹底するよう周知しました。	1名	—	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	
149	加給年金の誤り	確認・決定誤り	北海道	小樽	2011年 11月9日	2015年 5月19日	○年金相談の際に、配偶者の退職共済年金の支給状況の確認不足により加給年金額停止事由該当届の案内を漏らしたことから、配偶者加給金の加算誤りが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。訂正及び返納の処理を行いました。 ●担当部署において、相談時の配偶者記録の確認等を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	1,400,925	
150			神奈川県	横浜南	1996年 4月頃	2013年 8月26日		○遺族年金請求時や年金記録調査時又は機構本部からの連絡により、老齢年金裁定時に、配偶者の生年月日や年金記録の確認不足から配偶者状態の登録を誤り、加給年金額の加算を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、ブロック本部又は機構本部に取扱いを協議し訂正を行いました。過払いがあるお客様については返納に係る処理を行いました。未払いがあるお客様については年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金記録等の確認を徹底し、再発防止に努めるよう周知しました。	1名	未払い	571,711
151			栃木	大田原	1999年 1月14日	2013年 11月8日			1名	未払い	550,325
152			神奈川県	横浜南	1995年 1月12日	2014年 3月3日			1名	未払い	71,558
153			神奈川県	横浜南	1995年 5月31日	2014年 3月10日			1名	未払い	63,929
154			福島	郡山	1999年 1月28日	2014年 4月1日			1名	未払い	44,250
155			新潟	新潟東	1997年 4月10日	2014年 4月16日			1名	未払い	194,476
156			大分	大分	1991年 9月26日	2014年 4月17日			1名	未払い	15,675
157			兵庫	姫路	1991年 12月12日	2014年 5月7日			1名	未払い	67,466
158			東京	中央	1991年 5月21日	2014年 5月15日			1名	未払い	218,392
159			神奈川県	藤沢	1996年 7月11日	2014年 5月19日			1名	未払い	259,301
160			福岡	小倉南	1995年 6月29日	2014年 6月2日			1名	未払い	17,425
161			栃木	宇都宮西	1993年 6月30日	2014年 6月16日			1名	未払い	70,833
162			福島	平	1985年 11月頃	2014年 6月30日			1名	未払い	15,567
163			三重	津	1994年 9月頃	2014年 7月9日			1名	未払い	31,350
164			宮城	石巻	1992年 8月20日	2014年 7月28日			1名	未払い	203,286
165	福岡	東福岡	1992年 12月7日	2014年 8月6日	1名	未払い	330,734				

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生日月	判明日月	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
166	加給年金の誤り	確認・決定誤り	神奈川県	横浜南	1996年 12月5日	2014年 8月25日	○遺族年金請求時や年金記録調査時又は機構本部からの連絡により、老齢年金裁定時に、配偶者の生年月日や年金記録の確認不足から配偶者状態の登録を誤り、加給年金額の加算を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、ブロック本部又は機構本部に取扱いを協議し訂正を行いました。過払いがあるお客様については返納に係る処理を行いました。未払いがあるお客様については年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金記録等の確認を徹底し、再発防止に努めるよう周知しました。	1名	未払い	18,833
167			三重	津	2003年 2月13日	2014年 9月16日		1名	未払い	309,750
168			静岡県	島田	1992年 6月29日	2014年 10月17日		1名	未払い	589,221
169			山梨	竜王	1993年 9月頃	2014年 10月17日		1名	未払い	551,352
170			大阪	天王寺	1995年 4月1日	2014年 10月30日		1名	未払い	86,433
171			福岡	東福岡	1985年 8月1日	2014年 11月5日		1名	未払い	124,624
172			東京	港	1992年 9月20日	2014年 11月13日		1名	未払い	15,658
173			東京	目黒	1996年 7月17日	2014年 11月28日		1名	未払い	64,826
174			神奈川県	横浜中	1994年 11月24日	2014年 12月4日		1名	未払い	88,540
175			茨城	水戸南	1994年 8月2日	2014年 12月26日		1名	未払い	242,833
176			岩手	二戸	1995年 11月9日	2015年 1月28日		1名	過払い	1,219,173
177			山口	岩国	1995年 11月9日	2015年 4月14日		1名	未払い	188,333
178			振替加算の誤り	確認・決定誤り	東京都	立川		1999年 7月6日	2014年 7月23日	○遺族年金請求書等の点検時又は機構本部や事務センターからの連絡により、夫の老齢厚生年金の裁定後に妻の配偶者状態の変更処理を漏らしたことから、妻の老齢基礎年金に振替加算が行われていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、機構本部又はブロック本部に取扱いを協議しました。記録の訂正を行い、正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金記録や配偶者状態の確認を徹底し、再発防止に努めるよう周知しました。
179	三重	津			1988年 4月7日	2014年 9月22日	1名	未払い	2,722,439	
180	大阪	天王寺			1997年 3月6日	2014年 10月30日	1名	未払い	2,956,266	
181	大阪	天王寺			2009年 2月5日	2014年 10月30日	1名	未払い	696,241	
182	茨城	水戸北			1996年 2月22日	2014年 12月5日	1名	未払い	1,929,137	
183	埼玉	川越			1997年 10月27日	2014年 12月5日	1名	未払い	1,409,833	
184	新潟	三条			1992年 9月24日	2014年 12月25日	1名	未払い	1,818,867	
185	東京	八王子			2006年 11月24日	2015年 1月7日	1名	未払い	721,956	
186	埼玉	川越			2000年 10月29日	2015年 1月19日	1名	未払い	2,142,166	
187	茨城	水戸北			2003年 1月25日	2015年 2月10日	1名	未払い	1,928,779	

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
188	振替加算の誤り	確認・決定誤り	大阪	市岡	2006年 4月20日	2014年 7月22日	○遺族年金請求時又はお客様からの問合せや年金記録調査時の確認作業により、夫の老齢厚生年金の裁定後に妻の配偶者状態の変更処理を漏らしたことから、妻の老齢基礎年金に振替加算が行われていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、機構本部又はブロック本部に取扱いを協議しました。記録の訂正を行い、正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金相談時の年金記録や配偶者状態の確認を徹底し、再発防止に努めるよう周知しました。	1名	未払い	1,167,620
189			京都	上京	1996年 10月16日	2014年 9月25日		1名	未払い	2,924,869
190			静岡	三島	2007年 12月12日	2015年 1月21日		1名	未払い	920,047
191			大阪	今里	2003年 3月27日	2015年 2月2日		1名	未払い	1,524,600
192			栃木	栃木	1998年 2月26日	2014年 6月20日	○機構本部や事務センターからの連絡により、妻の老齢厚生年金の裁定後に夫の配偶者状態の変更処理を漏らしたことから、夫の老齢基礎年金に振替加算が行われていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、機構本部又はブロック本部に取扱いを協議しました。記録の訂正を行い、正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金記録や配偶者状態の確認を徹底し、再発防止に努めるよう周知しました。	1名	未払い	901,902
193			栃木	栃木	1997年 6月26日	2015年 1月19日		1名	未払い	531,099
194			栃木	栃木	2006年 8月29日	2014年 8月11日	○機構本部や事務センターからの連絡により、配偶者の退職共済年金への加給年金の加算状況等の確認不足により、老齢基礎年金の振替加算が支給されていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、ブロック本部又は機構本部に取扱いを協議することで了承を得ました。記録の訂正を行い正しい年金の支払が完了したことを確認しました。 ●担当部署において、年金記録や配偶者状態の確認を徹底し、再発防止に努めるよう周知しました。	1名	未払い	1,144,831
195			山形	鶴岡	2001年 4月26日	2014年 10月1日		1名	未払い	1,256,027
196			北海道	旭川	2008年 7月1日	2014年 11月25日		1名	未払い	835,782
197			福岡	西福岡	2007年 12月22日	2014年 12月8日		1名	未払い	811,493
198			福岡	東福岡	2006年 3月27日	2014年 12月18日		1名	未払い	1,256,027

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
199	振替加算の誤り	確認・決定誤り	東京	中央	1997年 12月1日	2013年 7月4日	○未支給年金請求書等の点検時や再裁定の審査時又は機構本部や事務センターからの連絡により、年金の裁定時に年金記録の確認不足により事実と異なる配偶者状態を登録したことにより、振替加算を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、ブロック本部又は機構本部に取扱いを協議し訂正を行いました。過払いがあるお客様については返納の処理を行いました。未払いがあるお客様については年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金記録の確認を徹底し、再発防止に努めるよう周知しました。	1名	未払い	2,517,500
200			宮城	大河原	1997年 4月24日	2014年 6月23日		1名	過払い	916,737
201			神奈川	横浜南	1989年 9月7日	2014年 8月15日		1名	未払い	1,238,474
202			福島	平	1993年 8月12日	2014年 8月18日		1名	過払い	948,064
203			神奈川	横須賀	1991年 3月28日	2014年 8月27日		1名	未払い	1,145,251
204			大分	大分	2009年 2月2日	2014年 10月7日		1名	未払い	732,361
205			神奈川	横浜南	1994年 9月14日	2014年 10月10日		1名	未払い	65,300
206			神奈川	藤沢	1996年 6月20日	2014年 10月15日		1名	未払い	2,330,592
207			東京	世田谷	1997年 2月27日	2014年 10月30日		1名	未払い	2,566,666
208			神奈川	横須賀	2000年 2月3日	2014年 11月17日		1名	未払い	760,949
209			鳥取	米子	2003年 12月16日	2014年 12月10日		1名	未払い	1,737,397
210			神奈川	藤沢	1998年 6月25日	2014年 12月10日		1名	未払い	2,183,997
211			埼玉	川越	2001年 1月26日	2014年 12月19日		1名	未払い	2,453,424
212			神奈川	横浜南	2001年 9月8日	2014年 12月22日		1名	未払い	1,178,428
213			栃木	栃木	1995年 7月20日	2015年 1月15日		1名	過払い	845,801
214			埼玉	川越	1995年 8月10日	2015年 1月23日		1名	過払い	1,301,425
215			神奈川	横浜中	2007年 9月7日	2015年 1月28日		1名	未払い	941,476
216			千葉	幕張	2003年 1月1日	2015年 2月5日		1名	未払い	1,954,980
217			大阪	堺東	1999年 3月4日	2014年 8月27日		1名	未払い	2,892,800
218			熊本	八代	2006年 5月24日	2014年 9月12日		1名	未払い	1,201,231
219			福岡	直方	2008年 6月1日	2014年 10月23日		1名	未払い	510,600
220			長崎	長崎南	1995年 12月7日	2015年 1月27日		1名	未払い	2,692,500
221			東京	八王子	2001年 3月8日	2015年 2月16日		1名	未払い	1,291,208
222	千葉	幕張	2000年 3月31日	2015年 2月17日	1名	未払い	2,692,509			
223	群馬	前橋	1997年 5月28日	2015年 3月18日	1名	未払い	2,168,754			

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
224	振替加算の誤り	確認・決定誤り	岡山	岡山西	1997年 8月28日	2012年 4月10日	○機構本部から連絡があり、年金の裁定時に年金記録の確認不足により事実と異なる配偶者状態を登録したことにより、振替加算を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上、複数回にわたり説明しましたが理解が得られませんでした。訂正を行い、過払いに係る返納金納入告知書を送付しました。 ●担当部署において、請求書受付時の年金記録の確認を徹底し、再発防止に努めるよう周知しました。	1名	過払い	374,934
225			東京	品川	1993年 5月7日	2014年 12月5日	○機構本部から連絡があり、老齢基礎年金請求時に老齢基礎年金額加算開始事由該当届の提出案内を漏らしたことから、老齢基礎年金の振替加算が支給されていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、ブロック本部に取扱いを協議しました。記録の訂正を行い、正しい年金の支払が完了したことを確認しました。 ●担当部署において、年金記録等の確認及び必要書類の案内や説明を行うよう周知徹底しました。	1名	未払い	1,251,725
226			山形	新庄	1998年 9月頃	2014年 1月17日	○機構本部から連絡があり、老齢基礎年金額加算開始事由該当届の処理を行う際に、振替加算の改定年月日を配偶者の65歳到達年月日とすべきところ、配偶者の繰下げ請求年月日としていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、ブロック本部又は機構本部に取扱いを協議しました。訂正を行い、正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金記録の確認を徹底し、再発防止に努めるよう周知しました。	1名	未払い	1,048,812
227	年金選択の誤り	確認・決定誤り	岐阜	事務センター	2014年 4月30日	2014年 8月25日	○機構本部から連絡があり、配偶者に支給されている加給年金額や厚生年金基金から支給される代行部分の考慮漏れにより、お客様に誤った年金選択を案内し決定していることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、ブロック本部又は機構本部に取扱いを協議しました。訂正及び返納の処理を行いました。 ●担当部署において、夫婦双方の年金記録や年金選択の取扱いについて確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	50,515
228			北海道	小樽	2008年 9月2日	2014年 11月26日	○障害基礎年金を受給しているお客様から問合せがあり、特別支給の老齢厚生年金の障害者特例の請求時に年金受給選択申出書の案内を漏らしたことから、障害者特例に該当したことにより金銭的に障害基礎年金より有利となったにもかかわらず、老齢厚生年金が支給停止となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。選択処理を行い、年金の支払が完了したことを確認しました。 ●担当部署において、複数の年金を受け取っている場合の年金選択の取扱いの確認を徹底し、届出漏れのないよう周知しました。	1名	過払い	539,050
229			愛知	豊橋	2014年 3月26日	2015年 3月10日	○同一人のものと思われる基礎年金番号について調査したところ、老齢年金請求時に年金受給選択申出書の案内を漏らしたことから、本来遺族共済年金と併せて支給できない老齢年金を支給していることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。選択及び返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金請求時に他の年金の受給状況を確認するよう周知徹底しました。	1名	未払い	36,050
230			京都	京都南	2013年 5月1日	2015年 2月10日	○同一人のものと思われる基礎年金番号について調査したところ、老齢年金請求時に年金受給選択申出書の案内を漏らしたことから、本来遺族共済年金と併せて支給できない老齢年金を支給していることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。選択及び返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金請求時に他の年金の受給状況を確認するよう周知徹底しました。	1名	過払い	429,128

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	
231	年金の支払額 や支払時期等 の誤り	確認・決定誤り	岩手	一関	1986年 5月1日	2014年 8月19日	○昭和61年法律改正により厚生年金保険被保険者は65歳到達時に厚生年金保険の資格を喪失することから資格喪失処理は行ったものの、老齢厚生年金の退職改定処理が行われていないことが機構本部や事務センターからの連絡により判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、ブロック本部又は機構本部に取扱いを協議することで了承を得ました。記録の訂正を行い、正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●現在は事業主からの届出により自動的に改定処理が行われますが、今回の事象は古いため、過去の取扱いについて担当部署において朝礼等で周知を行いました。	1名	未払い	106,869	
232			神奈川	横浜南	1986年 5月頃	2014年 8月22日		1名	未払い	1,054,614	
233			東京	八王子	1986年 4月1日	2014年 11月11日		1名	未払い	400,160	
234			北海道	釧路	1992年 1月20日	2014年 8月4日		○機構本部から連絡があり、老齢年金の退職改定処理において、標準報酬月額や資格取得記録等の登録漏れにより、年金が正しく支払われていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、ブロック本部又は機構本部に取扱いを協議し、訂正を行いました。正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●現在は事業主からの届出により自動的に改定処理が行われますが、今回の事象について担当部署において朝礼等で周知を行いました。	1名	未払い	34,046
235			岡山	津山	2001年 10月1日	2014年 10月14日			1名	未払い	11,712
236			神奈川	横浜中	1983年 4月20日	2014年 12月15日			1名	未払い	464
237			東京	江東	1992年 5月7日	2013年 7月30日	○機構本部や事務センターから連絡があり、記録訂正時や老齢年金の裁定時に被保険者種別の登録を誤ったことにより、年金が正しく支払われていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、ブロック本部又は機構本部に取扱いを協議し訂正を行いました。過払いがあるお客様については返納に係る処理を行いました。未払いがあるお客様については年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、記録訂正時や決裁時の確認等を徹底するよう周知しました。		1名	未払い	14,189
238			三重	尾鷲	2010年 9月7日	2014年 11月10日			1名	過払い	36,369
239			本部	機構本部 (支払部)	2014年 7月4日	2014年 8月28日	○内部監査により、遺族厚生年金について、既に受給している老齢厚生年金及び遺族共済年金との支給額調整を行う際に、調整額の計算誤りが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの文書を送付し、訂正及び返納の処理を行いました。 ●担当部署において、今回の事例に基づいて注意喚起を行い再発防止に努めるよう周知徹底しました。	1名	過払い	259,756	
240			東京	江東	1997年 5月19日	2014年 6月24日		○未支給年金請求時又は年金記録調査時の確認作業や機構本部からの連絡により、第3号被保険者特例措置該当期間登録届の処理に伴い、年金の改定処理が必要であるにもかかわらず、確認不足から機構本部への処理票の進達を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、ブロック本部又は機構本部に取扱いを協議しました。進達及び処理を行い、正しい年金の支払が完了したことを確認しました。 ●担当部署において、第3号被保険者特例措置該当期間登録届の処理を行う際には、再裁定の要否の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	127,520
241			東京	目黒	1997年 2月12日	2014年 8月8日			1名	未払い	1,362,535
242			岡山	倉敷東	1995年 12月11日	2014年 11月13日			1名	未払い	1,622,679

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生日月	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
243	年金の支払額 や支払時期等 の誤り	確認・決定誤り	埼玉	越谷	2002年 7月8日	2014年 8月5日	○厚生年金保険被保険者は70歳到達時に厚生年金保険の資格を喪失することから資格喪失 処理は行われたものの、老齢厚生年金の退職改定処理が行われていないことが遺族厚生年 金請求の際に判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。記録の訂正を行い、正しい年金が支払われた ことを確認しました。 ●担当部署において今回の事象について朝礼で説明し、進捗管理の徹底について周知しまし た。	1名	未払い	121,954
244		入力誤り	本部	機構本部 (業務渉外部)	2013年 5月13日	2015年 3月12日	○担当部署において処理済みの書類の点検を行ったところ、第三者行為事故による損害賠償 金と年金の調整を行う際に、年金の支給停止期間の入力を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様に電話でお詫びの上説明しました。訂正を行い、正しい年金が支払われた ことを確認しました。 ●担当部署において、入力後のチェックを徹底するよう周知しました。	1名	未払い	48,041
245		説明誤り	福井	福井	2015年 1月16日	2015年 1月29日	○お客様からの問合せや事務センターからの連絡により、年金相談時に国民年金の免除期間 や配偶者の年金記録の確認を漏らしたことから、年金の支払見込額や任意加入予定月数を 誤って説明していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。正しい見込額を回答しました。 ●担当部署において、年金の支払見込額の交付時にチェックを徹底するよう周知しました。	1名	-	0
246			岐阜	岐阜南	2014年 11月14日	2015年 3月17日		1名	-	0
247			京都	京都南	2014年 10月1日	2015年 4月16日		1名	-	0
248			長崎	諫早	2014年 9月5日	2014年 12月11日		1名	-	0
249			佐賀	佐賀	2014年 4月8日	2014年 6月13日		1名	-	0
250		年金の支払保 留処理の誤り	確認・決定誤り	福岡	南福岡	2015年 1月5日	2015年 2月13日	○お客様からの問合せがあり、年金受給者の死亡の連絡があった際に、基礎年金番号や住所履 歴の確認不足から誤って別人の支払保留処理を行ったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し訂正を行いました。正しい年金の支払が完了したこ とを確認しました。 ●担当部署において、死亡の支払保留時の対象者の確認や入力後のチェックを徹底するよう 周知しました。	1名	未払い
251	東京		上野	2015年 1月16日	2015年 2月17日	1名	未払い		19,500	

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
252	年金の支払保留処理の誤り	確認・決定誤り	神奈川	港北	2014年 10月16日	2015年 2月16日	○お客様から問合せがあり、未支給年金請求時に請求書や添付書類の確認不足により、お客様が現在受給している年金の支払保留処理を行ったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し訂正を行いました。年金の支払が完了したことを確認しました。 ●担当部署において、死亡の支払保留処理時には、死亡診断書等による対象者の確認や入力後のチェックを徹底するよう周知しました。	1名	未払い	222,366
253			福岡	南福岡	2014年 9月12日	2015年 3月4日		1名	未払い	614,463
254			茨城	事務センター	2014年 7月23日	2015年 4月14日	○機構本部から連絡があり、特別支給の老齢厚生年金の裁定時に、厚生年金に加入しない場合は高年齢雇用継続給付金の支給による老齢厚生年金の支給停止が行われなくてもかかわらず、支給停止処理に必要な支払保留処理を行っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。支払保留の解除を行い、正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金と雇用保険との調整の取扱いについて周知し、複数人での確認を徹底しました。	1名	未払い	949,750
255	再裁定に係る誤り	確認・決定誤り	福島	東北福島	2014年 4月10日	2014年 6月12日	○機構本部から連絡があり、再裁定の申出があった際に、厚生年金被保険者記録の一部と厚生年金基金加入記録が重複している期間がある場合の取扱いについて試算額を誤って説明し、申出を受け付けていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、ブロック本部に取扱いを協議しました。再裁定の取消処理を行い、正しい年金の支払が完了したことを確認しました。 ●担当部署において、試算を行う際には複数人でのチェックを徹底するよう周知しました。	1名	未払い	1,398
256			千葉	佐原	1986年 7月20日	2014年 3月5日	○お客様からの問合せや年金事務所からの連絡により、老齢厚生年金の裁定後に、裁定前にさかのぼって賞与支払届や月額変更届が処理されたことにより出力された要再裁定者リストの確認不足から、再裁定が行われていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、ブロック本部又は機構本部に取扱いを協議しました。再裁定処理を行い、年金の支払が完了したことを確認しました。 ●担当部署において、記録の訂正等があった場合に出力される要再裁定者リストの確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	1,500
257			東京	千代田	2009年 8月頃	2015年 2月24日	○事務センターから連絡があり、繰上げ請求の老齢基礎年金の裁定後に国民年金保険料が納付されたことにより出力された要再裁定者リストの確認不足から、再裁定が行われていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、ブロック本部に取扱いを協議しました。再裁定処理を行い、年金の支払が完了したことを確認しました。 ●担当部署において、記録の訂正等があった場合に出力される要再裁定者リストの確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	346,167
258			栃木	大田原	1996年 10月1日	2014年 5月26日	○事務センターから連絡があり、繰上げ請求の老齢基礎年金の裁定後に国民年金保険料が納付されたことにより出力された要再裁定者リストの確認不足から、再裁定が行われていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、ブロック本部に取扱いを協議しました。再裁定処理を行い、年金の支払が完了したことを確認しました。 ●担当部署において、記録の訂正等があった場合に出力される要再裁定者リストの確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	797,025
259			東京	品川	2009年 1月29日	2013年 11月18日	○年金記録調査時の確認作業により、老齢厚生年金の裁定後に、裁定前にさかのぼって厚生年金資格取得の取消処理がされたことにより出力された要再裁定者リストの確認不足から、再裁定申出を案内していなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上、複数回にわたり説明しましたが理解が得られませんでした。再裁定を行い、過払いに係る返納金納入告知書を送付しました。 ●担当部署において、記録の訂正等があった場合に出力される要再裁定者リストの確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	12,124

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	
260	年金給付関係書類の作成誤り	通知書等の作成誤り	愛知	熱田	2015年 3月20日	2015年 4月1日	○お客様からの問合せや帳票の枚数点検により、年金額改定通知書の再発行時に、誤った年度の改定通知書を使用していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。正しい改定通知書を発行しました。 ●担当部署において、入力後のチェックを徹底するよう周知しました。	1名	—	0	
261			京都	京都南	2015年 4月9日	2015年 4月17日		1名	—	0	
262	年金給付関係書類の送付誤り	誤送付・誤送信	福岡	久留米	2015年 1月14日	2015年 1月15日	○お客様から問合せがあり、基礎年金番号や氏名等の確認不足から、別人の年金加入記録により年金見込額回答票を交付していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、誤って交付した回答票を回収し、正しい回答票を交付しました。 ●見込額試算時に誤って使用した基礎年金番号の持ち主に対して、担当者がお詫びの上説明し了承を得ました。 ●担当部署において、書類の交付時にマニュアルに沿った確認等を徹底するよう周知しました。	2名	—	0	
263			兵庫	東灘	2015年 3月3日	2015年 3月3日		○お客様から問合せがあり、委託社会保険労務士が再交付した公的年金等の源泉徴収票を総合窓口で手交する際に、本人確認を漏らし別の申請者に手交していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、誤って交付した源泉徴収票の回収後に再度お詫びし了承を得ました。 ●誤って交付したお客様にお詫びの上説明しました。正しい源泉徴収票を交付し、誤って交付した源泉徴収票を回収しました。 ●社会保険労務士会から、委託社会保険労務士に対し指導が行われました。	2名	—	0
264	年金給付関係書類の処理漏れ	受付時の書類管理誤り	本部	機構本部 (業務渉外部)	2014年 6月2日	2015年 5月15日	○第三者行為事故による損害賠償と年金との調整に係る審査を行っていた際、他の部署に回付すべき障害状態確認届を未処理のまま回付していなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。届の処理を行い、年金の支払が完了したことを確認しました。 ●担当部署において、回答文書に添付された書類の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	677,012	
265			愛知	豊川	2014年 12月15日	2015年 1月8日		○金融機関から連絡があり確認したところ、郵送提出された年金受給権者住所・受取機関変更届が封筒に入ったまま処理されていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、次回の定期支払から変更となることで了承を得ました。 ●担当部署において、封筒の三辺を開くことにより確認を行い、届書等の受付漏れがないよう管理を徹底するよう周知しました。	1名	—	0
266			神奈川	横浜西	2009年 1月23日	2014年 4月4日		○お客様から問合せがあり、機構本部へ進達した未支給年金請求書や機構本部より返戻された再裁定報告書が所在不明であることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。不足書類を提出いただき、未支給年金請求書等の写しを進達し、正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●現在は受付進捗管理システムを利用して書類の管理を徹底していますが、今回の事象について周知しました。	1名	未払い	355,053

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
267	年金給付関係書類の処理漏れ	未処理・処理遅延	千葉	松戸	2011年 7月28日	2013年 8月8日	○未処理書類の点検時又はブロック本部からの連絡により、老齢年金請求書の処理漏れ又は未支給年金請求書や額改定報告書、再裁定報告書の機構本部への進達漏れが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、ブロック本部又は機構本部に取扱いを協議し裁定処理等を行いました。過払いがあるお客様については返納の処理を行いました。未払いがあるお客様については年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、受付進捗管理システムにより書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。	1名	—	0
268			神奈川	事務センター	2010年 5月31日	2013年 9月26日		1名	未払い	947,604
269			宮城	大河原	2014年 4月9日	2014年 6月2日		1名	—	0
270			福島	相馬	2012年 12月頃	2014年 7月10日		1名	過払い	1,189,170
271			本部	旧社会保険業務センター	2009年 5月29日	2011年 9月16日		1名	未払い	1,464,026
272			本部	機構本部 (基幹システム開発部)	2010年 1月10日	2010年 1月31日		1名	未払い	360,500
273			岡山	岡山広域事務センター	2014年 3月6日	2014年 8月15日		1名	未払い	222,582
274			本部	機構本部 (支払部)	2011年 7月5日	2015年 1月6日		1名	過払い	788,872
275	年金の手続や添付書類等の誤り	説明誤り	東京	江戸川	2015年 2月頃	2015年 2月25日	○年金相談時に請求者及び配偶者の生年月日や年金記録の確認不足から、提出の必要がないにもかかわらず、加給年金の支給に必要な生計維持関係を確認できる書類として所得証明書を出していたことが老齢年金の請求書を受け付けた際に判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、相談時の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	—	0
276	年金の振込先金融機関・住所変更に係る誤り	確認・決定誤り	大阪	天満	2014年 10月20日	2014年 12月1日	○お客様から問合せがあり、受取機関変更届の処理を行う際に、口座番号に変更がないと誤認し変更処理を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。届の処理を行い、年金の支払が完了したことを確認しました。 ●担当部署において、点検時や決裁時の確認等を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	91,232

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生日月	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
277	年金の振込先 金融機関・住所 変更に係る誤り	確認・決定誤り	本部	機構本部 (障害年金業 務部)	2015年 4月16日	2015年 5月1日	○お客様から問合せがあり、障害厚生年金の裁定時に、入力委託業者が住所の表記の一部を誤って登録していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正を行い、正しい年金証書を交付しました。 ●委託業者に対して再発防止策を講ずるよう指導しました。	1名	—	0
278		確認・決定誤り	愛知	事務センター	2014年 11月10日	2015年 2月3日	○お客様からの問合せ又は機構本部や金融機関からの連絡により、裁定時や受取機関変更届の処理時に、支店名のフリガナ及び金融機関コードの転記誤りや口座番号の入力誤りにより、年金の受取先を正しく登録していなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正を行い、正しい年金の支払が完了したことを確認しました。 ●担当部署において、審査の際に入力内容を見やすく表示するとともに、入力後のチェック等を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	247,266
279			長崎	事務センター	2010年 4月22日	2015年 4月27日		1名	未払い	254,333
280		入力誤り	岐阜	多治見	2015年 3月12日	2015年 4月9日		1名	未払い	198,883
281			広島	事務センター	2015年 3月16日	2015年 4月20日		1名	未払い	173,632
282			長野	事務センター	2015年 3月30日	2015年 5月11日		1名	未払い	218,925
283		入力誤り	兵庫	事務センター	2015年 2月10日	2015年 4月16日		○金融機関から連絡があり、入力委託業者が受取機関変更届への金融機関コードを誤って記載し入力したことから、年金の受取先を正しく登録していなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。訂正を行い、正しい年金の支払が完了したことを確認しました。 ●委託業者に対して再発防止策を講ずるよう指導しました。	1名	未払い
284	年金記録の統 合等の誤り	確認・決定誤り	福岡	福岡広域 事務センター	2009年 3月5日	2014年 7月18日		○遺族年金請求書の審査時又は機構本部からの連絡により、記録訂正時の標準報酬月額又は被保険者期間の登録誤りにより、年金が正しく支払われていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正及び返納の処理を行いました。 ●担当部署において、記録訂正時や決裁時の確認等を徹底するよう周知しました。	1名	過払い
285			岐阜	事務センター	2014年 8月12日	2014年 12月5日	1名		過払い	1,026
286		記録訂正誤り	東京	荒川	2001年 6月30日	2014年 2月20日	○再裁定の審査時に確認したところ、別人記録が混在した年金記録で老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正及び返納の処理を行いました。 ●担当部署において、相談時や請求時にはお客様への職歴等の確認を徹底し、年金記録の特定を行うよう周知しました。		1名	過払い
287			秋田	秋田	2014年 3月20日	2014年 4月15日	○事務センターから連絡があり、委託社会保険労務士が、老齢年金請求時にお客様の職歴等の確認不足により誤って別人の年金記録を統合し、年金が裁定されていたことが判明しました。また、別人の記録と重複した国民年金被保険者期間について、国民年金保険料を還付していたことが判明しました。 ●年金額には影響はなかったものの、担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。記録の訂正及び保険料の返納処理を行いました。 ●社会保険労務士会から、委託社会保険労務士に対し指導が行われました。	1名	誤還付	19,700

6. 日本年金機構における不正アクセスによる個人情報流出事案に関するお客様への説明誤りの公表

整理番号	件名	誤り区分	本部	県名	事務所名	事象・対応	影響範囲
288	日本年金機構における不正アクセスによる個人情報流出事案に関するお客様への説明誤りについて	説明誤り	機構本部	東京	機構本部 (基幹システム開発部)	<p>○平成27年6月1日に約125万件の個人情報流出についての公表を行い、お客様から個人情報の流出の有無に関するお問い合わせにお答えしてまいりましたが、流出した基礎年金番号であることを示す表示(アラート表示)の付加誤りがあったことによる説明誤り(2,426名)及び、コールセンターにおいて、一部のお客様に対して個人情報が流出していたにもかかわらず、「情報の流出は確認されていない」と誤った説明を行っていたこと(23名)が判明しました。</p> <p>●誤りのあった表示について、修正を行いました。</p> <p>●誤った回答を行ったお客様を個別に訪問し、ご説明・謝罪を行いました。ご不在のため、お会いできていないお客様についても、引き続きご説明、謝罪できるよう努めてまいります。</p>	2,449名

本件については平成27年7月13日に公表したものを。

日本年金機構の平成27年6月分のシステム事故等一覧

整理番号	件名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
1	支給額変更通知書の記載誤り	2013年4月15日	2013年7月18日	<p>○農林共済年金等の支給額変更通知書に記載された次回診断書提出年月が誤っていることが判明しました。</p> <p>●該当するお客様にお詫びの上、正しい診断書提出年月について説明を行いました。</p> <p>●支給額変更通知書を誤作成しないように、システム改修を実施しました。</p> <p>●今後は確認作業を徹底することにより再発防止を図ることとしております。</p>	3名	-	0